

保護者の皆様へ

保育園でのお薬の取扱いについて

よく読んで、内容をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

また、どうしても保育園での『与薬』が必要な場合には、「与薬依頼申請書（保護者記入用）」を記入の上、ご提出ください。

※「与薬依頼申請書」は、各ご家庭でコピーしてください。

- 1、 保育園でのお薬の取扱いは、必要最小限とします。
今回の病気に対して、主治医が昼間保育園での服薬が必要と判断された薬についてのみ預かります。（市販薬、以前にもらった薬は扱いません。）与薬を依頼する時は、毎回必ず「与薬依頼申請書（保護者記入用）」を薬に添えて下さい。（医療機関や処方箋薬局でいただいたお薬の説明書があれば持参ください。）
- 2、 薬を飲まなくてはいけない体調のお子さんは、基本的には園をお休みして、家庭保育または病後児保育室等で療養されることが望ましいと思います。
- 3、 お子さんが病気の回復期、または園を休むほどではないが風邪症状等でお薬を処方された場合は、医師に保育園に登園してもよいか確認してください。
その上で、お薬を朝晩の1日2回にできないか、または1日3回食事処方されているお薬を朝、降園後、寝る前としてもよいか相談し、可能であれば、園でお薬をあげなくてもよいようにして下さい。
- 4、 園に預けるのは1回分にしてください。粉薬であれば一包、水薬であれば小瓶に1回量だけ入れて下さい。薬包、薬瓶には必ず名前を記載してください。
- 5、 お薬は、子どもに持たせるのではなく、必ず保護者が担任に体調を伝え、預けてください。
- 6、 慢性疾患や特別の理由で長期に服薬が必要な方は、園長にご相談下さい。

おひさま飯塚保育園